

地方公営企業法施行令の一部を改正する政令案

参考条文

目次

○地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）（抄）

（この法律の適用を受ける企業の範囲）

第二条 この法律は、地方公共団体の經營する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

- 一 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業
- 四 自動車運送事業
- 五 鉄道事業
- 六 電気事業
- 七 ガス事業

2 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の經營する企業のうち病院事業に適用する。

3 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあつては、規約）で定めるところにより、その經營する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

（計理の方法）

第二十条 地方公営企業においては、その經營成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基いて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。

2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基き、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従つて、整理しなければならない。

3 前項の資産、資本及び負債については、政令で定めるところにより、その内容を明らかにしなければならない。

（予算に関する説明書）

第二十五条 地方公共団体の長は、地方公営企業の予算を議会に提出する場合においては、当該地方公営企業の管理者が作成した政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。

（決算）

第三十条 管理者は、毎事業年度終了後二月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書

類をあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならぬ。

3 監査委員は、前項の審査をするにあたつては、地方公営企業の運営が第三条の規定の趣旨に従つてされているかどうかについて、特に意を用いなければならない。

4 地方公共団体の長は、第二項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後三月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならぬ。

5 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

6 地方公共団体の長は、第四項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、第二項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7 第一項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従つて作成した決算報告書並びに損益計算書、剩余金計算書又は欠損金計算書、剩余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。

(政令への委任)

第三十五条 この章に定めるものを除く外、地方公営企業の財務に關し必要な事項は、政令で定める。

(助言等)

第四十条の三 総務大臣は、地方公営企業が第三条に規定する基本原則に合致して經營されるように、地方公営企業を經營する地方公共団体に対し助言し、又は勧告することができる。

2 総務大臣は、前項の助言又は勧告を行うため必要がある場合においては、地方公営企業を經營する地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、当該地方公営企業の經營に関する事項について報告を求めることができる。

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案による改正後の地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（抄）

（地方債の協議等）

第五条の三 地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとすると政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

- 2 前項に規定する協議は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を明らかにして行うものとする。

3 実質公債費比率が政令で定める数値未満である地方公共団体（実質赤字額が政令で定める額を超えるもの、連結実質赤字比率が政令で定める数値を超えるもの又は将来負担比率が政令で定める数値を超えるものを除く。）であつて、当該地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち次に掲げる地方債の合計額が政令で定める額（第七項において「協議不要基準額」という。）を超えないもの（第五項及び第六項において「協議不要対象団体」という。）は、政令で定める公的資金（以下この項、第五項、第六項及び第八項において「公的資金」という。）以外の資金をもつて地方債を起こし、又は公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合（第一項の規定による協議において同意を得、又は次条第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十三条第一項に規定する許可を得た地方債の資金を公的資金から公的資金以外の資金に変更しようとする場合を除く。）は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による協議をすることを要しない。

一 第一項の規定による協議をした地方債

二 第六項の規定による届出をした地方債

三 次条第三項から第五項までに規定する許可を得た地方債

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 実質公債費比率 政令で定める地方債に係る元利償還金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費等の額」という。）との合算額を控除した額を標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前二年度内の各年度に係るものを合算したものとの三分の一の数値
- 二 実質赤字額 当該年度の前年度の歳入（政令で定めるところにより算定した歳入をいう。以下この号において同じ。）が歳出（政令で定めるところにより算定した歳出をいう。以下この号において同じ。）に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係

る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額

三 連結実質赤字比率 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第一号に規定する連結実質赤字比率

四 将来負担比率 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第一号に規定する将来負担比率

5 次に掲げる公営企業を経営する協議不要対象団体は、公的資金以外の資金をもつて当該公営企業に要する経費の財源とする地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第三項の規定にかかるわらず、第一項の規定による協議をしなければならない。

一 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項に規定する地方公営企業及び地方公営企業以外の企業で同条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するもので、政令で定めるところにより算定した額を超えるもの

二 前号に掲げるもののほか、第六条に規定する公営企業で政令で定めるもののうち政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの

6 協議不要対象団体は、公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こそした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合において第三項の規定により第一項の規定による協議をしないときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を総務省令で定める場合なければならない。ただし、軽微な場合その他総務省令で定める場合については、この限りでない。

7 前項の規定による届出をした地方公共団体が起こそす当該年度の地方債のうち第三項各号に掲げるものの合計額が協議不要基準額を超えることとなつた場合は、当該地方公共団体は、その超えることとなつた日以前に前項の規定による届出をした地方債について、既に当該届出をした地方債を起こそし、又は当該届出をした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更している場合を除き、第一項の規定による協議をしなければならない。この場合において、その超えることとなつた日以前に当該地方公共団体がした前項の規定による届出は、既に当該地方公共団体が起こそし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方債に係るものとみなす。

8 地方公共団体は、第一項に規定する協議において総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債についてのみ、当該同意に係る公的資金を借り入れることができる。

9 総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をした地方債（第六項の規定による届出がされた地方債のうち第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法第七条の定めるところにより、同条第二号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

10 地方公共団体が、第一項に規定する協議の上、総務大臣又は都道府県知事の同意を得ないで、地方債を起こそし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、当該地方公共団体の長は、その旨をあらかじめ議会に報告しなければならない。ただし、地方公共団体の長において特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める場合その他政令で定める場合は、当該地方公共団体が、当該同意を得ないで、地方債を起こそし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した後に、次の会議においてその旨を議会に報告することをもつて足りる。

総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をする地方債（第六項の規定による届出がされる地方債のうち第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるもの並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債を含む。）の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。

- 12 総務大臣は、第一項に規定する協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聽かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第五条の四 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

- 一 前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体
 - 二 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体
 - 三 地方債の元利償還金の支払を遅延している地方公共団体
 - 四 過去において地方債の元利償還金の支払を遅延したことのある地方公共団体のうち、将来において地方債の元利償還金の支払を遅延するおそれのあるものとして政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの
 - 五 前条第一項の規定による協議をせず若しくは同条第六項の規定による届出をせず又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けずに地方債を起こし又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの
 - 六 前条第一項の規定による協議をし、若しくは同条第六項の規定による届出をし、又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けるに当たつて、当該協議若しくは届出又は許可に関する書類に虚偽の記載をすることその他不正の行為をした地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの
- 2 総務大臣は、前項第四号から第六号までの規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、政令で定めるところにより、当該指定を解除するものとする。
 - 3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを經營する地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。
 - 一 地方公営企業法第二条第一項に規定する地方公営企業のうち繰越欠損金があるもの並びに地方公営企業以外の企業で同条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するもののうち繰越欠損金があるもの及び当該年度において新たに同法の規定の全部又は一部を適用したもので、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの

二 前号に掲げるもののほか、第六条に規定する公営企業で政令で定めるもののうち政令で定めるところにより算定した額以上であるものが政令で定めるところにより算定した額以上であるもの

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前

条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するもの（特別土地保有税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である場合においては、特別区（第一項各号に掲げるもの及び前項の規定により許可を受けなければならないものとされるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、都知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

6 前条第一項ただし書の規定は、第一項及び第三項から前項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第八項の規定は、第一項及び第三項から前項までに規定する許可を得た地方債について、同条第九項の規定は、第一項及び第三項から前項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の総務大臣の許可並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除について、地方財政審議会の意見を聽かなければならない。

（政令への委任）

第五条の八 第五条から前条までに定めるもののほか、地方債の発行に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案による改正後の地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（抄）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
（地方債の協議等）	（地方債の協議等）
<p>第五条の三 地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する協議は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を明らかにして行うものとする。</p> <p>3 実質公債費比率が政令で定める数値未満である地方公共団体（実質赤字額が政令で定める額を超えるもの、連結実質赤字比率が政令で定める数値を超えるもの又は将来負担比率が政令で定める数値を超えるものを除く。）であつて、当該地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち次に掲げる地方債の合計額が政令で定める額（第七項において「協議不要基準額」という。）を超えないもの（第五項及び第六項において「協議不要対象団体」という。）は、政令で定める公的資金（以下この項、第五項、第六項及び第八項において「公的資金」という。）以外の資金をもつて地方債を起こし、又は公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合（第一項の規定による協議において同意を得、又は次条第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十三条第一項に規定する許可を得た地方債の資金を公的資金から公的資金以外の資金に変更しようとする場合を除く。）は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による協議をすることを要</p>	<p>第五条の三 地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する協議は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を明らかにして行うものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>2 前項に規定する協議は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を明らかにして行うものとする。</p>

しない。

- 一 第一項の規定による協議をした地方債
二 第六項の規定による届出をした地方債
三 次条第三項から第五項までに規定する許可を得た地方債
4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 実質公債費比率 政令で定める地方債に係る元利償還金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費等の額」という。）との合算額を控除した額を標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から算入公債費等の額を控除了した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものと合算したものとの三分の一の数値

二 実質赤字額 当該年度の前年度の歳入（政令で定めるところにより算定した歳入をいう。以下この号において同じ。）が歳出（政令で定めるところにより算定した歳出をいう。以下この号において同じ。）に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額

（新設）

二条第二号に規定する連結実質赤字比率

四 将来負担比率 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二一条

第四号に規定する将来負担比率

5 次に掲げる公営企業を経営する協議不要対象団体は、公的資金以外の

資金をもつて当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした当該公営企業に要する経費の財源とする地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第三項の規定にかかわらず、第一項の規定による協議をしなければならない。

一 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一

項に規定する地方公営企業及び地方公営企業以外の企業で同条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するもので、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの

二 前号に掲げるもののほか、第六条に規定する公営企業で政令で定めるもののうち政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの

6 協議不要対象団体は、公的資金以外の資金をもつて地方債を起こし、又は公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合において第三項の規定により第一項の規定による協議をしないときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

7 前項の規定による届出をした地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち第三項各号に掲げるものの合計額が協議不要基準額を超えることとなつた場合は、当該地方公共団体は、その超えることとなつた日

（新設）

（新設）

（新設）

以前に前項の規定による届出をした地方債について、既に当該届出をした地方債を起こし、又は当該届出をした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更している場合を除き、第一項の規定による協議をしなければならない。この場合において、その超えることとなつた日以前に当該地方公共団体がした前項の規定による届出は、既に当該地方公共団体が起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方債に係るものと除き、なかつたものとみなす。

8 地方公共団体は、第一項に規定する協議において総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債についてのみ、当該同意に係る公的資金を借り入れることができる。

9 総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をした地方債（第六項の規定による届出がされた地方債のうち第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法

10 地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

第七条の定めるところにより、同条第二号の

11 地方公共団体が、第一項に規定する協議の上、総務大臣又は都道府県知事の同意を得ないで、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、当該地方公共団体の長は、その旨をあらかじめ議会に報告しなければならない。ただし、地方公共団体の長において特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める場合その他政令で定める場合は、当該地方公共団体が、当該同意を得ないで、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した後に、次の会議においてその旨を議会に報告することをもつて足りる。

総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律

12 第十三条第一項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十三条第一項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債についてのみ、当該同意に係る政令で定める公的資金を借り入れることができる。

4 総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をした地方債

5 地方公共団体が、第一項に規定する協議の上、総務大臣又は都道府県知事の同意を得ないで、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、当該地方公共団体の長は、その旨をあらかじめ議会に報告しなければならない。ただし、地方公共団体の長において特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める場合その他政令で定める場合は、当該地方公共団体が、当該同意を得ないで、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した後に、次の会議においてその旨を議会に報告することをもつて足りる。

6 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十三条第一項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債についてのみ、当該同意に係る政令で定める公的資金を借り入れることができる。

臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をする地方債（第六項の規定による届出がされる地方債のうち第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるもの並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債を含む。）の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。

12 総務大臣は、第一項に規定する協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第五条の四 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めることにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならぬ。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一 前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体

二 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をする地方債（第六項の規定による届出がされる地方債のうち第一項の規定により許可をする地方債を含む。）の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。

7 総務大臣は、第一項に規定する協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第五条の四 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めることにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならぬ。この場合においては、前条第一項の規定による協議をすることを要しない。

一 当該年度の前年度の歳入（政令で定めるところにより算定した歳入をいう。以下この号において同じ。）が歳出（政令で定めるところにより算定した歳出をいう。以下この号において同じ。）に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上

当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額が、政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体

二 政令で定める地方債に係る元利償還金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と

地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法の定めるところにより地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区につては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費の額」という。）との合算額を控除した額を標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から算入公債費の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを作合算したものの三分の一の数値が、政令で定める数値以上である地方公共団体

三 地方債の元利償還金の支払を遅延している地方公共団体

四 過去において地方債の元利償還金の支払を遅延したことがある地方公共団体のうち、将来において地方債の元利償還金の支払を遅延するおそれのあるものとして政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

五 前条第一項の規定による協議をせず若しくは同条第六項の規定による届出をせず又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けずに地方債を起こし又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

六 前条第一項の規定による協議をし、若しくは同条第六項の規定による届出をし、又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けるに当たつて、当該協議若しくは届出又は許可に関する書類に虚偽の記載をすることその他不正の行為をした地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

総務大臣は、前項第四号から第六号までの規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、政令で定めるところにより、当該指定を解

地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法の定めるところにより地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区につては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費の額」という。）との合算額を控除した額を標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から算入公債費の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを作合算したものの三分の一の数値が、政令で定める数値以上である地方公共団体

三 地方債の元利償還金の支払を遅延している地方公共団体

四 過去において地方債の元利償還金の支払を遅延したことがある地方公共団体のうち、将来において地方債の元利償還金の支払を遅延するおそれのあるものとして政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

五 前条第一項の規定による協議をせず又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けずに地方債を起こし又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

六 前条第一項の規定による協議をし、又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けるに当たつて、当該協議若しくは許可に関する書類に虚偽の記載をすることその他不正の行為をした地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

総務大臣は、前項第四号から第六号までの規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、政令で定めるところにより、当該指定を解

除するものとする。

3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを經營する地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一 地方公営企業法

第二条第一項

に規定する地方公営企業のうち繰越欠損金があるもの並びに地方公営企業以外の企業で同条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するもののうち繰越欠損金があるもの及び当該年度において新たに同法の規定の全部又は一部を適用したもので、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの

二 前号に掲げるもののほか、第六条に規定する公営企業で政令で定めるもののうち政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならぬ。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するもの（特別土地保有税を除く。）の税率のいずれかが標準税

除するものとする。

3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを經營する地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議をすることが要しない。

一 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項

第二条第一項

に規定する地方公営企業のうち繰越欠損金があるもの並びに地方公営企業以外の企業で同条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するもののうち繰越欠損金があるもの及び当該年度において新たに同法の規定の全部又は一部を適用したもので、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの

二 前号に掲げるもののほか、第六条に規定する公営企業で政令で定めるもののうち政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならぬ。この場合においては、前条第一項の規定による協議をすることが要しない。

5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するもの（特別土地保有税を除く。）の税率のいずれかが標準税

率未満である場合においては、特別区（第一項各号に掲げるもの及び前項の規定により許可を受けなければならないものとされるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、都知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

6 前条第一項ただし書の規定は、第一項及び第三項から前項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第八項の規定は、第一項及び第三項から前項までに規定する許可を得た地方債について、同条第九項の規定は、第一項及び第三項から前項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の総務大臣の許可並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならぬ。方債について、同条第九項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

6 総務大臣は、第二項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
7 第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

率未満である場合においては、特別区（第一項各号に掲げるもの及び前項の規定により許可を受けなければならないものとされるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、都知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議をすることが要しない。

6 前条第一項ただし書の規定は、第一項及び第三項から第五項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第三項の規定は、第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を得た地方債について、同条第四項の規定は、第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の総務大臣の許可並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

方債について、同条第四項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

6 総務大臣は、第二項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
7 第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（抄）

（地方債の協議等）

第五条の三 地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

2 前項に規定する協議は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を明らかにして行うものとする。

3 地方公共団体は、第一項に規定する協議において総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債についてのみ、当該同意に係る政令で定める公的資金を借り入れることができる。

4 総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をした地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第七条の定めるところにより、同条第二号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

5 地方公共団体が、第一項に規定する協議の上、総務大臣又は都道府県知事の同意を得ないで、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、当該地方公共団体の長は、その旨をあらかじめ議会に報告しなければならない。ただし、地方公共団体の長において特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める場合その他政令で定める場合は、当該地方公共団体が、当該同意を得ないで、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した後に、次の会議においてその旨を議会に報告することをもつて足りる。

6 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十三条第一項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をする地方債（次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債を含む。）の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。

7 総務大臣は、第一項に規定する協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聽かなければならぬ。

（地方債についての関与の特例）

第五条の四 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議をすることを要しない。

一 当該年度の前年度の歳入（政令で定めるところにより算定した歳入をいう。以下この号において同じ。）が歳出（政令で定めるところにより算定した歳出をいう。以下この号において同じ。）に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事

業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額が、政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体

二 政令で定める地方債に係る元利償還金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することができる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法の定めるところにより地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費の額」という。）との合算額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものと合算したものとの三分の一の数値が、政令で定める数値以上である地方公共団体

三 地方債の元利償還金の支払を遅延している地方公共団体

四 過去において地方債の元利償還金の支払を遅延したことがある地方公共団体のうち、将来において地方債の元利償還金の支払を遅延するおそれのあるものとして政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

五 前条第一項の規定による協議をせず又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けずに地方債を起こし又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

六 前条第一項の規定による協議をし、又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けるに当たつて、当該協議若しくは許可に関する書類に虚偽の記載をすることその他不正の行為をした地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

2 総務大臣は、前項第四号から第六号までの規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、政令で定めるところにより、当該指定を解除するものとする。

3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを經營する地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議をする必要はない。

一 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項に規定する地方公営企業のうち繰越欠損金があるもの並びに地方公営企業以外の企業で同条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用したもののうち繰越欠損金があるもの及び当該年度において新たに同法の規定の全部又は一部を適用したもので、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの

二 前号に掲げるもののほか、第六条に規定する公営企業で政令で定めるもののうち政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいづれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議をすることを要しない。

5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課

- するもの（特別土地保有税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である場合においては、特別区（第一項各号に掲げるもの及び前項の規定により許可を受けなければならないものとされるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、都知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議をすることを要しない。
- 6 前条第一項ただし書の規定は、第一項及び第三項から第五項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第三項の規定は、第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を得た地方債について、同条第四項の規定は、第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。
- 7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の総務大臣の許可並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（政令への委任）

第五条の八 第五条から前条までに定めるもののほか、地方債の発行に關し必要な事項は、政令で定める。

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 実質赤字比率 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この章から第三章までにおいて同じ。）の当該年度の前年度の歳入（一般会計及び特別会計のうち次に掲げるもの以外のもの（以下「一般会計等」という。）に係る歳入で、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計によるものをいう。以下この号において同じ。）が歳出（一般会計等に係る歳出で、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計によるものをいう。以下この号において同じ。）に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額（以下「実質赤字額」という。）を当該年度の前年度の地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）第五条の四第一項第二号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「標準財政規模の額」という。）で除して得た数値

イ 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業（以下「法適用企業」という。）に係る特別会計

ロ 地方財政法第六条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの（次号において「法非適用企業」という。）に係る特別会計

ハ イ及びロに掲げるもののほか、政令で定める特別会計

二 連結実質赤字比率 地方公共団体の連結実質赤字額（イ及びロに掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額をいう。第四号において同じ。）を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

イ 一般会計又は公営企業（法適用企業及び法非適用企業をいう。以下同じ。）に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額がある場合にはあつては、当該合算額を合計した額

ロ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の不足額がある場合にあつてはハ一般会計又は公営企業に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、歳入額（当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。）が歳出額を超える場合にあつては、当該超える額を合計した額

二 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の不足額がある場合にあつてはハ一般会計又は公営企業に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、歳入額（当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。）が歳出額を超える場合にあつては、当該超える額を合計した額

三 実質公債費比率 地方公共団体の地方財政法第五条の四第一項第二号に規定する地方債の元利償還金（以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と同項第二号に規定する準元利償還金（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元

利債還金又は準元利債還金の財源に充當する事のできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより地方債の元利債還金及び準元利債還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号及び次号において「算入公債費等の額」という。）との合算額を控除した額を標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものと合算したものとの三分の一の数値

四

将来負担比率 地方公共団体のイからチまでに掲げる額の合算額がリからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

イ 当該年度の前年度末における一般会計等に係る地方債の現在高

ロ 当該年度の前年度末における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十四条に規定する債務負担行為（ヘに規定する設立法人以外の者のために債務を負担する行為を除く。）に基づく支出予定額（地方財政法第五条各号に規定する経費その他の政令で定める経費の支出に係るものとして総務省令で定めるところにより算定した額に限る。）

ハ 当該年度の前年度末までに起きた一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金の償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる金額の合計額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 当該年度の前年度末までに当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合が起きた地方債の元金の償還に充てるため、当該地方公共団体による負担又は補助が必要と見込まれる金額の合計額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 当該年度の前年度の末日における当該地方公共団体の職員（地方自治法第二百四条第一項の職員をいい、都道府県にあつては市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含み、市町村及び特別区にあつては当該職員を除く。）の全員が同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額のうち、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した法人で政令で定めるもの（以下この号において「設立法人」という。）の負債の額及び当該地方公共団体が設立法人以外の者のために債務を負担している場合における当該債務の額のうち、これらの者の財務内容その他の経営の状況を勘案して当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することができるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

ト 連結実質赤字額

チ 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合の連結実質赤字額に相当する額のうち、当該地方公共団体の

一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

リ イに規定する地方債の償還額又はロからハまでに掲げる額に充てることができる地方自治法第二百四十一条の基金として総務省令で定める

ものの当該年度の前年度末における残高の合計額

ヌ イに規定する地方債の償還額又はロからニまでに掲げる額に充てができる特定の歳入の見込額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額

ル 地方交付税法の定めるところにより、イに規定する地方債の償還、ロに規定する債務負担行為に基づく支出、ハに規定する一般会計等から

の繰入れ又は二に規定する地方公共団体による負担若しくは補助に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。）

五 早期健全化基準 財政の早期健全化（地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることをいう。以下同じ。）を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて、政令で定める数値をいう。

六 財政再生基準 財政の再生（地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図ることをいう。以下同じ。）を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準の数値を超えるものとして政令で定める数値をいう。

（資金不足比率の公表等）

第二十二条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2 前項に規定する「資金不足比率」とは、公営企業ごとに、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の事業の規模で除して得た数値をいう。

3 第三条第二項から第七項までの規定は、資金不足比率について準用する。

（経営健全化計画）

第二十三条 地方公共団体は、公営企業（事業を開始する前の公営企業を除き、法適用企業にあつては、繰越欠損金があるものに限る。）の資金不足比率が公営企業の経営の健全化を図るべき基準として政令で定める数値（以下「経営健全化基準」という。）以上である場合には、当該公営企業について、当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする公営企業の経営の健全化のための計画（以下「経営健全化計画」という。）を定めなければならない。ただし、この項の規定により既に当該公営企業について経営健全化計画を定めている場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2 経営健全化計画は、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、当該公営企業の経営の健全化を図るために必要な最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 資金不足比率が経営健全化基準以上となつた要因の分析
二 計画期間

三 経営の健全化の基本方針

四 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策
五 各年度ごとの前号の方策に係る収入及び支出に関する計画

六 各年度ごとの資金不足比率の見通し
七 前各号に掲げるもののほか、経営の健全化に必要な事項

(政令への委任)

第二十九条 この法律に定めるもののほか、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合におけるこの法律の規定の適用その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

- 第二条 地方公共団体は、法人とする。
- ② 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。
- ③ 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。
- ④ 市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適當でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。
- ⑤ 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般的の市町村が処理することが適當でないと認められるものを処理するものとする。
- ⑥ 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。
- ⑦ 特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。
- ⑧ この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。
- ⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。
- 一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）
- 二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）
- ⑩ この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。
- ⑪ 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。
- ⑫ 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照應するようにならなければならない。
- ⑬ 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。
- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならぬ。

らない。

(15) 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならぬ。

(16) 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

(17) 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

(決算)

第二百三十三条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

5 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に關し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

- 8 普通地方公共団体は、適當と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期すため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に關し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を繼續することが適當でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）（抄）

（会計の原則）

- 第九条 地方公営企業は、その事業の財政状態及び経営成績に関して、眞実な報告を提供しなければならない。
- 2 地方公営企業は、その事業に関する取引について正規の簿記の原則に従つて正確な会計帳簿を作成しなければならない。
- 3 地方公営企業は、資本取引と損益取引とを明確に区分しなければならない。
- 4 地方公営企業は、その事業の財政状態及び経営成績に関する会計事実を決算書その他会計に関する書類に明り、よ、う、に表示しなければならない。
- 5 地方公営企業は、その採用する会計処理の基準及び手続を毎事業年度継続して用い、みだりに変更してはならない。
- 6 地方公営企業は、その事業の財政に不利な影響を及ぼすおそれがある事態にそなえて健全な会計処理をしなければならない。

（資産等の増減又は異動の年度所属区分）

第十二条 地方公営企業の資産等の増減又は異動の年度所属は、左に掲げる区分による。

- 一 有形固定資産及び流動資産に属するたな卸資産については、その受入、引渡、振替又は廃棄のあつた日の属する年度
- 二 無形固定資産については、その受入、引渡、償却又は消滅のあつた日の属する年度
- 三 前二号に掲げる資産の増減又は異動に伴う債権又は債務については、当該各号に掲げる事実のあつた日の属する年度
- 四 繰延勘定については、その増減又は異動の発生の原因である事実の生じた日の属する年度。但し、これにより難い場合においては、その原因である事実を確認した日の属する年度
- 五 資本及び負債の増減については、現金の受入、払出及び振替のあつた日又は債務の発生の原因である事実を確認した日の属する年度

（資産）

第十四条 地方公営企業の資産は、固定資産、流動資産及び繰延勘定に区分する。

（資本及び負債）

- 第十五条 地方公営企業においては、前条に規定する資産の金額から負債（建設又は改良に要する資金に充てるために発行する企業債を除く。以下本条において同じ。）の金額を控除した額をもつて資本とし、欠損金の処理のための企業債及びその他の負債をもつて負債とする。
- 2 資本は資本金及び剰余金に、資本金は自己資本金及び借入資本金に、剰余金は資本剰余金及び利益剰余金に区分する。
- 3 負債は、固定負債及び流動負債に区分する。

（予算に関する説明書）

第十七条の二 法第二十五条に規定する政令で定める予算に関する説明書は、次に掲げるものとする。

一 予算の実施計画

二 資金計画

三 繼続費に関する調書

四 給与費明細書

五 債務負担行為に関する調書

六 当該事業年度の予定貸借対照表並びに前事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

2 前項第一号から第五号までに掲げる書類の様式は、総務省令で定める。

(決算にあわせて提出すべき書類)

第二十三条 法第三十条第一項の規定により管理者が決算にあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類は、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

(自己資本金への組入れ)

第二十五条 減債積立金を使用して借入資本金である企業債を償還した場合においては、その使用した減債積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れなければならない。

2 第二十四条第四項の規定により地方公営企業の建設又は改良を行うため積み立てた積立金を使用して地方公営企業の建設又は改良を行つた場合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れなければならない。

3 第二十四条第四項の規定により積み立てた積立金を使用して借入資本金である法第十七条の二第一項又は法第十八条の二第一項の規定により長期の貸付けを受けた金額を償還した場合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れなければならない。

(繰延勘定として整理できる損失及び費用)

第二十六条 災害による事業用資産の損失が多額であつてその全額を当該災害のあつた事業年度において負担することができない場合においては、その損失の全部又は一部を繰延勘定として整理することができる。

2 将来の事業年度に影響する次の各号に掲げる営業経費は、その全部又は一部を繰延勘定として整理することができる。

- 一 企業債発行差金
- 二 開発費
- 三 試験研究費
- 四 退職給与金

3 前二項の繰延勘定は、当該繰延勘定を設けた事業年度の翌事業年度以降五事業年度以内(企業債発行差金については、当該企業債の償還期限内)に毎事業年度均等額以上を償却しなければならない。

(基金運用状況に関する書類の提出)

第二十六条の二 管理者は、地方自治法第二百四十二条第一項の規定により地方公営企業の業務に係る特定の目的のために定額の資金を運用するための基金が設けられた場合においては、毎事業年度、その運用の状況を示す書類を作成し、法第三十条第一項の書類とあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

(報告)

第二十八条 法第四十条の三第二項の規定による報告は、都道府県又は指定都市にあつては総務大臣に、その他の地方公共団体にあつては都道府県知事を経由して総務大臣に提出するものとする。

2 地方公営企業を経営する地方公共団体又は地方公営企業以外の企業を経営する地方公共団体が法の規定の全部、財務規定等又は財務規定等を除く法の規定の適用を受け、又は受けないこととなつた場合においては、遅滞なく、それぞれその旨を総務大臣に報告しなければならない。前項の規定は、この場合における報告について準用する。

3 前項の規定による報告の様式は、総務省令で定める。

(総務省令への委任)

第二十九条 この政令に定めるものを除く外、地方公営企業の財務に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(事務の区分)

第三十条 第二十八条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務（総務大臣への経由に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 地方財政法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（抄）

（起債に協議を要する法適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等）

第十五条 法第五条の三第五項第一号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額を超える場合において、その超える額とする。

一 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十五条第三項の流動負債の額から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設又は改良に要する経費（次号において「建設改良費」という。）に係るものうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているものの額を控除した額

二 当該年度の前年度の末日における建設改良費及び建設改良費に準ずる経費として総務省令で定める経費以外の経費（次条第一項第三号において「建設改良費等以外の経費」という。）の財源に充てるために起こした地方債の現在高

三 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第十四条の流动資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額を控除した額

2 法第五条の三第五項第一号の政令で定めるところにより算定した額は、零とする。

（起債に協議を要する法非適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等）

第十六条 法第五条の三第五項第二号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額

二 実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額から、これらの支払又は事業の財源に充当することができる特定の歳入で当該年度の前年度に収入されなかつた部分に相当する額を控除した額

三 当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

2 法第五条の三第五項第二号の政令で定めるところにより算定した額は、零とする。

（起債に許可を要する法適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等）

第二十六条 法第五条の四第三項第一号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、第十五条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合算額が同項第三号に掲げる額を超える場合において、その超える額とする。

2 法第五条の四第三項第一号の政令で定めるところにより算定した額は、公営競技以外の事業を行う法適用企業にあつては当該年度の前年度の営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額に十分の一を乗じて得た額とし、公営競技を行う法適用企業にあつては零とする。

(決算未提出期間における起債の協議等についての特例)

第三十条 地方自治法第二百三十三条第一項の規定により一般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の三及び第五条の四の規定並びに第八条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする

法第五条の三第三項	実質公債費比率	当該年度の前年度の実質公債費比率
	実質赤字額	当該年度の前年度の実質赤字額
	連結実質赤字比率	当該年度の前年度の連結実質赤字比率
	将来負担比率	当該年度の前年度の将来負担比率
法第五条の四第一項第一号	前条第四項第二号	当該年度の前年度の前条第四項第二号
法第五条の四第一項第一号	前条第四項第一号	当該年度の前年度の前条第四項第一号
第八条	当該年度前三年度	当該年度の前年度前三年度

2 地方公営企業法第三十条第一項の規定により法適用企業に係る特別会計の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の三第五項（第二号を除く。）及び第五条の四第三項（第二号を除く。）の規定並びに第十五条及び第二十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法第五条の三第五項（第二号を除く。）	次に掲げる	当該年度の前年度において次に掲げる
	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
法第五条の四第三項（第一号を除く。）	経営	当該年度の前年度において経営
	当該年度に	当該年度の前年度に
第十五条第一項	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
第二十六条第一項	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
第二十六条第二項	当該年度の前年度	当該年度の前々年度

3 地方自治法第二百三十三条第一項の規定により法非適用企業に係る特別会計の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の三第五項（第一号を除く。）及び第五条の四第三項（第一号を除く。）の規定並びに第十六条及び第二十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法第五条の三第五項（第一号を除く。） 次に掲げる

法第五条の三第五項（第一号を除く。） 次に掲げる

号を除く。)

号を除く。) 法第五条の四第三項(第一号を除く。)	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
第十六条第一項	経営	当該年度の前年度において経営
	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
	当該年度の前々年度	当該年度の前々年度
	当該年度の歳入	当該年度の前年度の歳入
	当該年度に	当該年度の前年度に
第二十七条第一項	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
	第十六条第一項各号	第三十条第三項の規定により読み替えられた第十六条第一項各号
第二十七条第二項	当該年度の前年度	当該年度の前々年度

(様式の総務省令への委任)

第三十二条 第二条第二項の協議書、第十七条第二項の届出書並びに第二十一条第二項及び第二十八条第一項の申請書の様式は、総務省令で定める。

○ 地方財政法施行令等の一部を改正する政令第一条による改正後の地方財政法施行令（昭和二十三年政令第一百六十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（起債に協議を要する法適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等）
第十五条 法第五条の三第五項第一号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額を超える場合において、その超える額とする。

（新設）

一 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十五条第三項の流動負債の額から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設又は改良に要する経費（次号において「建設改良費」という。）に係るものうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起ことすこととしているものの額を控除した額

二 当該年度の前年度の末日における建設改良費及び建設改良費に準ずる経費として総務省令で定める経費以外の経費（次条第一項第三号において「建設改良費等以外の経費」という。）の財源に充てるために起ことした地方債の現在高

三 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第十四条の流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額を控除した額

2 法第五条の三第五項第一号の政令で定めるところにより算定した額は、零とする。

（起債に協議を要する法非適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等）

第十六条 法第五条の三第五項第二号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額

二 実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に

（新設）

支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額から、これらの支払又は事業の財源に充当することができる特定の歳入で当該年度の前年度に収入されなかつた部分に相当する額を控除した額

三 当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起した地方債の現在高

- 2 法第五条の二第五項第一号の政令で定めるところにより算定した額は、零とする。

(起債に許可を要する法適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等)

第二十六条 法第五条の四第三項第一号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、第十五条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合算額が同項第二号に掲げる額を超える場合において、その超える額とする。

(地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する公営企業に係る資金の不足額の算定方法)

第二十九条 法第五条の四第三項第一号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第二号に掲げる額を超える場合において、その超える額とする。

- 一 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第十五条第三項の流動負債の額から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設又は改良に要する経費(次号において「建設改良費」という。)に係るものうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起したこととしているものの額を控除した額
- 二 当該年度の前年度の末日における建設改良費及び建設改良費に準ずる経費として総務省令で定める経費以外の経費(次条第一項第二号において「建設改良費等以外の経費」という。)の財源に充てるために起した地方債の現在高
- 三 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第十四条の流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額を控除した額

- 2 法第五条の四第三項第一号の政令で定めるところにより算定した額は、公営競技以外の事業を行う法適用企業にあつては当該年度の前年度の営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額に十分の一を乗じて得た額とし、公営競技を行う法適用企業にあつては零とする。

(決算未提出期間における赤字額等の算定方法の特例)

- 第十二条 地方自治法第二百三十二条第一項の規定により決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間（以下この条において「決算未提出期間」という。）における法第五条の四第一項第一号の規定の適用については、同号中「これに充てた額」とあるのは「これに充てる額の見込額」と、「繰り延べた額」とあるのは「繰り延べる額の見込額」と、「繰り越した額」とあるのは「繰り越す額の見込額」とする。
- 2 決算未提出期間における法第五条の四第一項第一号の規定の適用については、同号中「という。」の額とあるのは「という。」の額の見込額と、「特定の歳入に相当する金額」とあるのは「特定の歳入に相当する金額の見込額」とする。
- 3 地方公営企業法第三十条第一項の規定により決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の四第三項第一号の規定及び第十九条の規定の適用については、法第五条の四第三項第一号中「繰越欠損金がある」とあるのは「繰越欠損金が見込まれる」と、第十九条第一項第一号中「流動負債の額」とあるのは「起こそすこととしているものの額の見込額」と、同項第一号中「現在高」とあるのは「現在高の見込額」と、同項第二号中「流動資産の額」とあるのは「流動資産の額の見込額」と、「収入された部分に相当する額」とあるのは「収入された部分に相当する額の見込額」と、同項第一号中「現在高」とあるのは「當業収益の額の見込額」と、「受託工事収益の額」とあるのは「受託工事収益の額の見込額」とする。
- 4 決算未提出期間における第二十条の規定の適用については、同条第一項第一号中「これに充てた額」とあるのは「これに充てる額の見込額」と、同項第一号中「繰り延べた額」とあるのは「繰り延べる額の見込額」と、「繰り越した額」とあるのは「繰り越す額の見込額」と、「収入されなかつた部分に相当する額」とあるのは「収入されない部分に相当する額の見込額」と、同項第三号中「現在高」とあるのは「現在高の見込額」と、同条第一項 中「収入の額」とあるのは「収入の額の見込額」とする。

(決算未提出期間における起債の協議等についての特例)

第三十条 地方自治法第一百三十二条第一項の規定により一般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の三及び第五条の四の規定並びに第八条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法第五条の三第二項

法第五条の三第二項	実質六分債費比率	当該年度の前年度の実質公債費比率
実質赤字額	当該年度の前年度の実質赤字額	当該年度の前年度の実質赤字比率
連結実質赤字比率	当該年度の前年度の連結実質赤字比率	当該年度の前年度の連結実質赤字額
将来負担比率	当該年度の前年度の将来負担比率	当該年度の前年度の将来負担比率
担保比率	当該年度の前年度の担保比率	当該年度の前年度の担保比率
前条第四項第一号	当該年度の前年度の前条第一号	当該年度の前年度の前条第一号
前条第四項第一号	当該年度の前年度の前条第一号	当該年度の前年度の前条第一号
四項第一号	四項第一号	四項第一号
二号	二号	二号
法第五条の四第一項第一号	法第五条の四第一項第一号	法第五条の四第一項第一号
一号	一号	一号
二号	二号	二号
第八条	当該年度前三年度	当該年度の前年度前三年度

2 地方公営企業法第三十条第一項の規定により法適用企業に係る特別会計の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の三第五項（第二号を除く。）及び第五条の四第三項（第二号を除く。）の規定並びに第十五条及び第十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法第五条の三第五項 (第二号を除く。)	次に掲げる	当該年度の前年度において
法第五条の四第三項 (第二号を除く。)	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
経営	当該年度の前年度において	当該年度の前年度に
当該年度に	当該年度の前年度に	当該年度の前年度に

(新設)

第十五条规定第一項	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
当該年度の前年度	当該年度の前々年度	
当該年度に	当該年度の前々年度に	
当該年度の前年度	当該年度の前々年度	
第十六条规定第一項	第十五条条规定第一項第一号	第三十条第二項の規定により読み替えられた第十五条
		第一項第一号
第十六条条规定第一項	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
(第一号を除く。)	当該年度の前々年度	当該年度の前々年度
法第五条の三第五項	次に掲げる	当該年度の前年度において
(第一号を除く。)	次に掲げる	当該年度の前々年度
法第五条の四第三項	次に掲げる	当該年度の前々年度
(第一号を除く。)	次に掲げる	当該年度の前々年度
第十八条规定第一項	次に掲げる	当該年度の前々年度
当該年度の前年度	当該年度の前々年度	当該年度の前々年度
当該年度の前年度	当該年度の前々年度	当該年度の前々年度
当該年度の歳入	当該年度の前年度の歳入	当該年度の前年度の歳入
当該年度に	当該年度の前年度に	当該年度の前年度に
当該年度の前年度	当該年度の前々年度	当該年度の前々年度
第十七条条规定第一項	第十六条条规定第一項各号	第三十条第二項の規定により読み替えられた第十六条
	第一項各号	第一項各号
第十七条条规定第一項	当該年度の前年度	当該年度の前々年度

(様式の総務省令への委任)

第三十二条 第一条第一項の協議書、第十七条第一項の届出書並びに第二十一条第

第一十三条 第一条第一項の協議書並びに第七条第一項及び第十二条第一項

(様式の総務省令への委任)

二項及び第一二十八条第一項の申請書の様式は、総務省令で定める。

の申請書の様式は、総務省令で定める。

○地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（抄）

（地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する公営企業に係る資金の不足額の算定方法）

第十九条 法第五条の四第三項第一号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額を超える場合において、その超える額とする。

一 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十五条第三項の流动負債の額から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設又は改良に要する経費（次号において「建設改良費」という。）に係るものうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているものの額を控除した額

二 当該年度の前年度の末日における建設改良費及び建設改良費に準ずる経費として総務省令で定める経費以外の経費（次条第一項第三号において「建設改良費等以外の経費」という。）の財源に充てるために起きた地方債の現在高

三 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第十四条の流动資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額を控除した額

法第五条の四第三項第一号の政令で定めるところにより算定した額は、公営競技以外の事業を行う公営企業にあつては当該年度の前年度の営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額に十分の一を乗じて得た額とし、公営競技を行う公営企業にあつては零とする。

（地方公営企業法の規定を適用しない公営企業に係る資金の不足額の算定方法）

第二十条 法第五条の四第三項第二号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額

二 実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額から、これらの支払又は事業の財源に充当することができる特定の歳入で当該年度の前年度に収入されなかつた部分に相当する額を控除した額

三 当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起きた地方債の現在高

2 法第五条の四第三項第二号の政令で定めるところにより算定した額は、当該年度の前年度の営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を控除した額に十分の一を乗じて得た額とする。

（決算未提出期間における赤字額等の算定方法の特例）

第二十二条 地方自治法第二百三十三条第一項の規定により決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間（以下この条において「決算未提出期間」という。）における法第五条の四第一項第一号の規定の適用については、同号中「これに充てた額」とあるのは「これに充てる額の見込額」と、「繰り延べた額」とあるのは「繰り延べる額の見込額」と、「繰り越した額」とあるのは「繰り越す額の見込額」とする。

2 決算未提出期間における法第五条の四第一項第二号の規定の適用については、同号中「という。」の額とあるのは「という。」の額の見込額

3 「特定の歳入に相当する金額」とあるのは「特定の歳入に相当する金額の見込額」とする。

4 地方公営企業法第三十条第一項の規定により決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の四第三項第一号の規定及び第十一条の規定の適用については、法第五条の四第三項第一号中「繰越欠損金がある」とあるのは「繰越欠損金が見込まれる」と、第十九条第一項第一号中「流動負債の額」とあるのは「流動負債の額の見込額」と、「起こととしているものの額」であるものは「起こととしているものの額」とあるのは「起こととしているものの額」と、同項第二号中「現在高」とあるのは「現在高の見込額」と、同項第三号中「流動資産の額」とあるのは「流動資産の額の見込額」と、「収入された部分に相当する額」とあるのは「収入された部分に相当する額の見込額」と、同項第二号中「営業収益の額」とあるのは「営業収益の額の見込額」と、同項第三号中「受託工事収益の額」とあるのは「受託工事収益の額の見込額」とする。

5 決算未提出期間における第二十条の規定の適用については、同条第一項第一号中「これに充てた額」とあるのは「これに充てる額の見込額」と、同項第二号中「繰り延べた額」とあるのは「繰り延べる額の見込額」と、「繰り越した額」とあるのは「繰り越す額の見込額」と、「収入されなかつた部分に相当する額」とあるのは「収入されない部分に相当する額の見込額」と、同項第三号中「現在高」とあるのは「現在高の見込額」と、同項第二号中「収入の額」とあるのは「収入の額の見込額」とする。

○ 地方財政法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）（抄）

（連結実質赤字比率の算定に用いる資金の不足額の算定方法）

第三条 法第二条第二号ロに規定する政令で定めるところにより算定した資金の不足額は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額
イ （略）

ロ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十五条第一項第二号に掲げる額
ハ （略）

二 宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額
イ （略）

ロ 地方財政法施行令第十五条第一項第二号に掲げる額
ハ （略）

三 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額
イ （略）

ロ 地方財政法施行令第十六条第一項第三号に掲げる額
ハ （略）

四 宅地造成事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額
イ （略）

ロ 地方財政法施行令第十六条第一項第三号に掲げる額
ハ・ニ （略）
（略）

2
（略）

（連結実質赤字比率の算定に用いる資金の剩余额の算定方法）

第四条 法第二条第二号ニに規定する政令で定めるところにより算定した資金の剩余额は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業に係る特別会計 イに掲げる額がロ及びハに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額
イ・ロ （略）

ハ 地方財政法施行令第十五条第一項第二号に掲げる額

二 宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計 イに掲げる額が口からホまでに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額
イ・ロ (略)

ハ 地方財政法施行令第十五条第一項第二号に掲げる額
ニ・ホ (略)

ハ 地方財政法施行令第十五条第一項第二号に掲げる額
ニ・ホ (略)

三 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イに掲げる額が口及びハに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額
イ・ロ (略)

ハ 地方財政法施行令第十六条第一項第三号に掲げる額

四 宅地造成事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハからヘまでに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額
イ・ハ (略)

二 地方財政法施行令第十六条第一項第三号に掲げる額
ホ・ヘ (略)

二 地方財政法施行令第十六条第一項第三号に掲げる額
ホ・ヘ (略)

○ 地方財政法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）（抄
）新旧対照表

改 正 案

現 行

（連結黒字赤字比率の算定に用いる資金の不足額の算定方法）

第三条 法第一条第一号口に規定する政令で定めるところにより算定した資金の不足額は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業に係る特別会計 イ及び口に掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額
- イ （略）

口 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十五条第一項第一号に掲げる額

ハ （略）

二 宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計 イ及び口に掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額

イ （略）

口 地方財政法施行令第十五条第一項第一号に掲げる額

ハ （略）

三 宅地造成事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イ及び口に掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額

イ （略）

口 地方財政法施行令第十六条第一項第二号に掲げる額

ハ （略）

四 宅地造成事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イ及び口に掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ （略）

口 地方財政法施行令第十六条第一項第二号に掲げる額

（連結黒字赤字比率の算定に用いる資金の不足額の算定方法）

第三条 法第二条第一号口に規定する政令で定めるところにより算定した資金の不足額は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業に係る特別会計 イ及び口に掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額
- イ （略）

口 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十九条第一項第一号に掲げる額

ハ （略）

二 宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計 イ及び口に掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額

イ （略）

口 地方財政法施行令第十九条第一項第一号に掲げる額

ハ （略）

三 宅地造成事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イ及び口に掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額

イ （略）

口 地方財政法施行令第十九条第一項第三号に掲げる額

ハ （略）

四 宅地造成事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イ及び口に掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ （略）

口 地方財政法施行令第二十条第一項第二号に掲げる額

2 ハ・ニ (略)

(連結実質赤字比率の算定に用いる資金の剩余额の算定方法)

第四条 法第二条第一項第一号ニに規定する政令で定めるところにより算定した資金の剩余额は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業に係る特別会計 イに掲げる額が口及びハに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額
イ・ロ (略)

ハ 地方財政法施行令第十五条第一項第一号に掲げる額

二 宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計 イに掲げる額が口から水までに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額
イ・ロ (略)

ハ 地方財政法施行令第十九条第一項第一号に掲げる額

二・ホ (略)
三 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イに掲げる額が口及びハに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額
イ・ロ (略)

ハ 地方財政法施行令第十六条第一項第二号に掲げる額

四 宅地造成事業を行つ法非適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハからへまでに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額
イ・ハ (略)

二 地方財政法施行令第十六条第一項第二号に掲げる額
ホ・ヘ (略)

(早期健全化基準)

第七条 法第二条第五号に規定する政令で定める数値は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める数値とする。

一 実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

2 ハ・ニ (略)

(連結実質赤字比率の算定に用いる資金の剩余额の算定方法)

第四条 法第二条第一項第一号ニに規定する政令で定めるところにより算定した資金の剩余额は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業に係る特別会計 イに掲げる額が口及びハに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額
イ・ロ (略)

ハ 地方財政法施行令第十九条第一項第一号に掲げる額

二 宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計 イに掲げる額が口から水までに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額
イ・ロ (略)

ハ 地方財政法施行令第十九条第一項第一号に掲げる額

二・ホ (略)
三 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イに掲げる額が口及びハに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額
イ・ロ (略)

ハ 地方財政法施行令第十六条第一項第二号に掲げる額

四 宅地造成事業を行つ法非適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハからへまでに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額
イ・ハ (略)

二 地方財政法施行令第十六条第一項第二号に掲げる額
ホ・ヘ (略)

(早期健全化基準)

第七条 法第二条第五号に規定する政令で定める数値は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める数値とする。

一 実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める

イ・ロ (略)

ハ 市町村及び特別区 五分の一に当該市町村及び特別区について地方財政法施行令第二十一条の規定により算定した額を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値を加えて得た数値に二分の一を乗じて得た数値

二・四 (略)

イ・ロ (略)

ハ 市町村及び特別区 五分の一に当該市町村及び特別区について地方財政法施行令第八条第一項の規定により算定した額を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値を加えて得た数値に二分の一を乗じて得た数値

二・四 (略)
号口」とする。

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成十九年政令第三百九十七号)

(連結実質赤字比率の算定に用いる資金の不足額の算定方法)

第三条 法第二条第二号ロに規定する政令で定めるところにより算定した資金の不足額は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第十五条第三項の流動負債の額(以下この条及び次条において「流動負債の額」という。)から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設又は改良に要する経費(以下この条及び次条において「建設改良費」という。)に係るものうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているものの額及び同日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

ロ 地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)第十九条第一項第二号に掲げる額

ハ 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第十四条の流動資産の額(以下この条及び次条において「流動資産の額」という。)から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額及び同日における資産の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

二 宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の末日における流動負債の額から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設改良費に係るものうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているものの額、同日における土地の売払代金としての前受金の額及び同日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

ロ 地方財政法施行令第十九条第一項第二号に掲げる額

ハ 当該年度の前年度の末日における流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事

業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額、同日における土地評価差額(販売を目的として所有する土地(売買契約の申込みの勧誘を行っていないものを除く。)を売却した場合に見込まれる収入の額として総務省令で定めるところにより算定した額(以下この条及び次条において「土地収入見込額」という。)が当該土地の帳簿価額に満たない場合における当該満たない部分の金額及び販売を目的として所有する土地であつて売買契約の申込みの勧誘を行っていないものの帳簿価額の合算額をいう。次条において同じ。)及び同日における資産の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

三 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の決算における歳出額

ロ 地方財政法施行令第二十条第一項第三号に掲げる額

ハ 当該年度の前年度の決算における歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。)

四 宅地造成事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イ 及びロに掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の決算における歳出額

ロ 地方財政法施行令第二十条第一項第三号に掲げる額

ハ 当該年度の前年度の決算における歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。)

ニ 当該年度の前年度の末日における土地収入見込額

2 前項の規定により算定した資金の不足額の全部又は一部が、公営企業に係る施設の建設改良費等へ建設改良費及び建設改良費に準ずる経費として総務省令で定める経費をいう。(の財源に充てるために起した地方債の元金償還金で当該年度の前年度までに償還されたものの合計額が当該施設に係る当該年度の前年度までの減価償却費の額の合計額を超えていてことその他これに準ずる事由として総務省令で定める事由により生じてあるものであると認められる場合においては、同項の規定にかかわらず、法第二条第一号ロに規定する政令で定めるところにより算定した資金の不足額は、同項の規定により算定した額から、これらの事由により生じてある資金の不足額として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

(連結実質赤字比率の算定に用いる資金の剩余额の算定方法)

第四条 法第二条第二号ニに規定する政令で定めるところにより算定した資金の剩余额は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業に係る特別会計 イに掲げる額がロ及びハに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の末日における流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

ロ 当該年度の前年度の末日における流動負債の額から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設改良費に係るものうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているものの額及び同日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

ハ 地方財政法施行令第十九条第一項第二号に掲げる額

二 宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計 イに掲げる額がロからホまでに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の末日における流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事資産の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額ロ 当該年度の前年度の末日における流動負債の額から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設改良費に係るものうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているものの額、同日における土地の売買代金としての前受金の額及び同日における負債の額のう

ち連結実質赤字比率を適切に算定するためには、流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

八 地方財政法施行令第十九条第一項第二号に掲げる額

二 販売を目的とする土地の取得及び造成に係る経費並びにこれに準ずる経費として総務省令で定める経費(以下この号及び第四号において「土地造成等経費」という。)の財源に充てるために起した地方債の当該年度の前年度の末日における現在高

ホ 土地造成等経費の財源に充てるための他の会計からの長期借入金の当該年度の前年度の末日における現在高

三 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業に係る特別会計イに掲げる額がロ及びハに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の決算における歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。)

ロ 当該年度の前年度の決算における歳出額

八 地方財政法施行令第二十条第一項第三号に掲げる額

四 宅地造成事業を行う法非適用企業に係る特別会計イ及びロに掲げる額の合算額がハからへまでに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の決算における歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。)

ロ 当該年度の前年度の末日における土地収入見込額

ハ 地方財政法施行令第二十条第一項第三号に掲げる額

二 ホ 土地造成等経費の財源に充てるために起した地方債の当該年度の前年度の末日における現在高

ヘ 土地造成等経費の財源に充てるための他の会計からの長期借入金の当該年度の前年度の末日における現在高

(早期健全化基準)

第七条 法第二条第五号に規定する政令で定める数値は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める数値とする。

一 実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ 都 次条第一号イに定める数値に四十分の一を加えて得た数値に二分の一を乗じて得た数値
ロ 道府県 八十分の三

ハ 市町村及び特別区 五分の一に当該市町村及び特別区について地方財政法施行令第八条第二項の規定により算定した額を当該年度の前年度の標準

財政規模の額で除して得た数値を加えて得た数値に二分の一を乗じて得た数値

二 連結実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ 都 前号イに定める数値に二十分の一を加えて得た数値
ロ 道府県 八十分の七

ハ 市町村及び特別区 前号ハに定める数値に二十分の一を加えて得た数値

三 實質公債費比率 百分の二十五

四 将来負担比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ 都道府県及び指定都市 百分の四百

ロ 指定都市を除く市町村及び特別区 百分の三百五十

(平二三政八六・一部改正)

(財政再生基準)

第八条 法第二条第六号に規定する政令で定める数値は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める数値とする。

一 実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ 都 次に掲げる額の合算額を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

(1) 当該年度の前年度の標準財政規模の額のうち地方財政法施行令第十三条第一号イに掲げる額に相当する額に五分の一を乗じて得た額

ロ 道府県 二十分の一

ハ 市町村及び特別区 五分の一

二 連結実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ 都 前号イに定める数値に十分の一を加えて得た数値

ロ 道府県 二十分の三

三 実質公債費比率 百分の三十五

(資金不足比率の算定に用いる資金の不足額)

第十六条 第三条の規定は、法第二十二条第二項に規定する政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額について準用する。この場合において、第三条第一項第一号イ中「ものの額及び同日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額の合算額」とあるのは「ものの額」と、同号ハ中「相当する額及び同日における資産の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額の合算額」とあるのは「相当する額」と、同項第二号イ中「ものの額、」とあるのは「ものの額及び」と、「前受金の額及び同日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額」とあるのは「前受金の額」と、同号ハ中「相当する額、」とあるのは「相当する額及び」と、「同じ。」と読み替えるものとする。

(資金不足比率の算定に用いる事業の規模)

第十七条 法第二十二条第二項に規定する政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の事業の規模は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法適用企業(宅地造成事業のみを行うものを除く。)に係る特別会計 当該年度の前年度の営業収益の額(当該年度の前年度において、当該法適用企業に係る施設の管理を指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。)に行わせた場合で同法第二百四十四条の二第八項の規定により利用料金(同項に規定する利用料金をいう。以下この条において同じ。)を当該指定管理者の収入として收受させたときには、当該営業収益の額及び当該年度の前年度に当該指定管理者の収入として收受させた利用料金の額の合計額に相当する額の合算額)から受託工事収益の額を控除した額

二 宅地造成事業のみを行う法適用企業に係る特別会計 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第十五条第二項の資本の額(第四号において「資本の額」という。)及び同条第三項の負債の額(同号において「負債の額」という。)の合算額

三 法非適用企業(宅地造成事業のみを行うものを除く。)に係る特別会計 当該年度の前年度の営業収益に相当する収入の額(当該年度の前年度において、当該法非適用企業に係る施設の管理を指定管理者に行わせた場合で利用料金を当該指定管理者の収入として收受させたときには、当該営業収益に相当する収入の額及び当該年度の前年度に当該指定管理者の収入として收受させた利用料金の額の合計額に相当する額の合算額)から受託工事収益に相当する収入の額を控除した額

四 宅地造成事業のみを行う法非適用企業に係る特別会計 当該年度の前年度の末日における資本の額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額及び負債の額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額の合算額

(経営健全化基準)

第十九条 法第二十三条第一項に規定する政令で定める数値は、五分の一(公営競技を行う法適用企業にあっては、零)とする。

（会計）

第二十条 鉄道事業者は、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

2 鉄道事業者は、鉄道に係る災害による損失又は鉄道事業の一部の廃止により生じた損失若しくは鉄道事業の用に供する施設（車両を含む。以下「鉄道事業用施設」という。）の除却に要する費用が多額であつてその全額をこれらの事由の生じた事業年度において負担することが困難な場合には、当該損失及び費用に相当する額を、国土交通大臣の許可を受けて、当該事業年度の決算期において、貸借対照表の資産の部に計上し、繰延資産として整理することができる。この場合には、当該決算期から五年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

3 前項の規定により鉄道事業者が同項の損失及び費用に相当する額を貸借対照表の資産の部に計上した場合における会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百六十二条の規定の適用については、同項中「の合計額を減じて得た」とあるのは、「及び鉄道事業法第二十条第二項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額を減じて得た」とする。